

# **ポリシーブック2015(案)**

## **～若手農業者の政策提言～**



---

**JA YOUTH**

**JA静岡青壮年連盟**

# JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

## 1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

J A青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

## 1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

## 1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

## 1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

J A青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

## 1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

J A青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

## J A青壯年部「ポリシーブック」について

平成 27 年 1 月  
J A 静岡青壯年連盟

### 1. 趣 旨

J A青年組織綱領では、「われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う」と定められており、ポリシーブックは J A青年部活動の根幹に関わる活動と言える。

J A全青協では、ポリシーブックについて「盟友や地域が抱えている課題の解決策を盟友同士が議論してまとめる『政策提言集』」と説明している。

### 2. ポリシーブックとは

J A青壯年部「ポリシーブック」とは、将来の日本農業を支える立場である青壯年農業者一人ひとりが、営農にかかる課題から農業政策まで幅広い視点で課題意識を持ち、その解決策を自分たちで積上げ・検討する青壯年部活動の根幹を成す取組み。

盟友一人ひとりが洗い出した個々の農業経営、地域農業の課題等を組織に結集し、自分たちの力で解決策を考え、ポリシーブックという政策提言集を作り上げる。その過程を通じ盟友個々の資質向上を図るとともに組織の活性化につなげ、かつ、行政や関係機関等に対して青壯年部の考え方を主張するツールとして活用していく。

### 3. J A静岡青壯年連盟の取組み

平成 23 年度から J A青壯年部「ポリシーブック」と題した青壯年部オリジナルの政策提言集づくりを進めている。

本県の J A青壯年部では、ポリシーブックの作成を充実させ、自らの課題解決に取り組んでいる。また、国や県、 J Aなどとの意見交換に活用し、ポリシーブックに集結させた若手農業者の声を発信している。

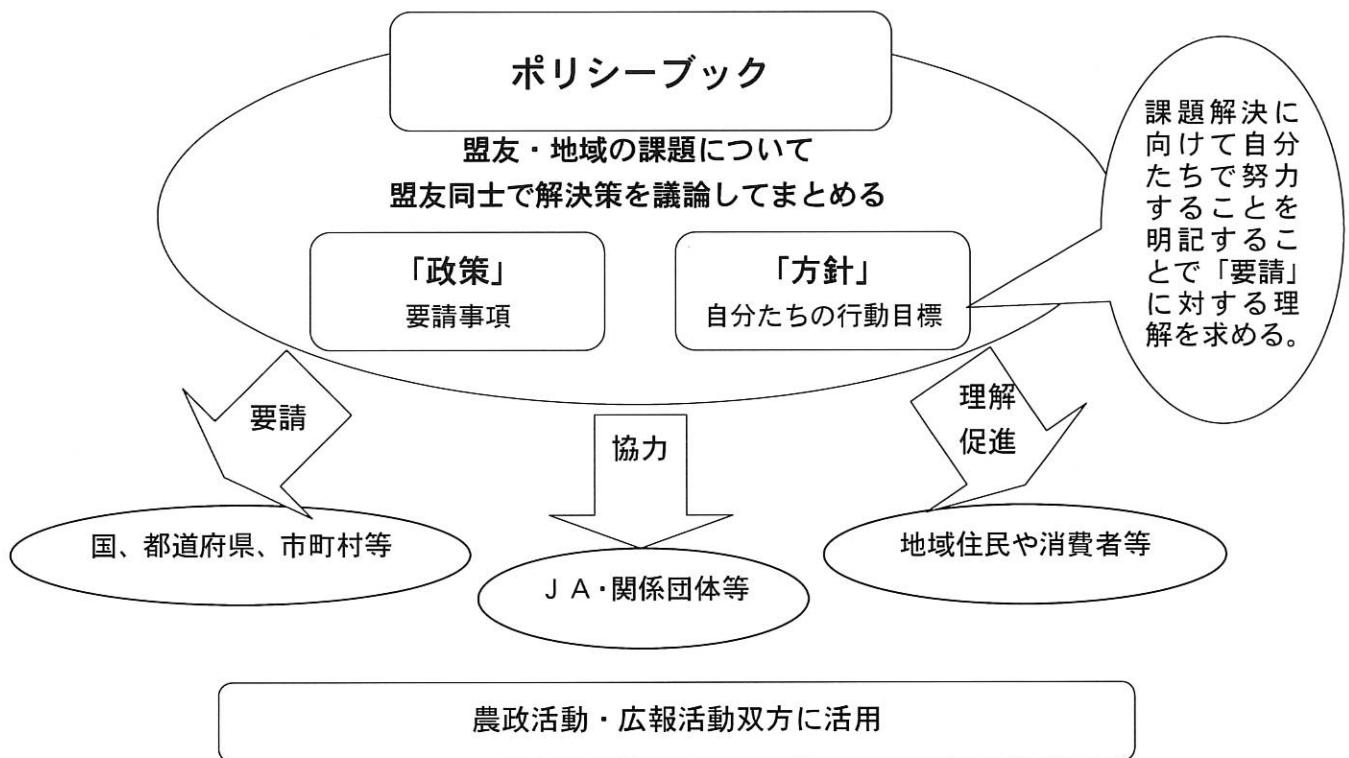
平成 24 年度のテーマは「農業後継者対策」、25 年度は「食農教育活動の推進」についてポリシーブックを作成するとともに、農対協推薦国会議員、県行政へ政策要請、県農業関係部局職員との意見交換会に活用した。

### 4. 各 J A青壯年部の取組み

現在、各 J A青壯年部においてもポリシーブックを作成し、テーマについては各単組ごとの課題について設定している。

活用の状況については、 J A伊豆太陽が賀茂農林事務所と独自に意見交換会の開催、昨年度は東部地区の 6 J Aが東部農林事務所との意見交換会を開催している。また、青年部と J A常勤役員等との意見交換会で活用しているケースもある。

#### 4. ポリシーブックの概要



# 新規就農者・後継者の営農支援の推進について

平成 27 年 12 月  
JA 静岡青壯年連盟

## 1. 現状

近年の自然災害による被害やコストの高騰、基盤整備や集積の不足、農繁期での人手不足、後継者不足、価格低迷により兼業農家が増えている地域の増加が起きている一方で新規就農者の増加、特に 30~40 歳代での U ターン者の増加が見られる。

具体的には、

- ①平成 22 年の本県総農家数は 70,283 戸であり、平成 12 年に比べ約 13,000 戸減少している。特に、農業経営者（販売農家）数において、平成 22 年の 38,969 人は、平成 12 年の 56,455 人に比べ 69% と大幅に減少し、農業が縮小している。  
※販売農家…30a 以上の経営又は販売金額 50 万円以上の農家を指す。
- ②本県の農業経営者数（販売農家）38,969 人を年齢別に見ると、65 歳以上が 21,048 人、54%、75 歳（昭和 9 年生まれ）以上では 9,966 人、25.6% と、農業経営からの引退が近い世代が多い。
- ③平成 25 年度の新規就農者数は、330 人・社（企業参入 15 社）。企業参入を除いた 315 人のうち、39 歳以下は 222 人、40 歳以上が 92 人となっており、内訳として学校等からの新卒者 57 人、他産業からの U ターン者が 258 人。U ターン者の中で農業法人への就職が 183 人と最も多く、次に自立就農 73 人、農業後継者 59 人となっている。
- ④新規就農者数の推移として、平成 25 年度は 315 人（企業参入除く）に対し、平成 20 年度は 193 人と 5 年間で 163% 増加しており、年々増加している。特に、年代別で見ると 30~49 歳の増加率が大きく、就農形態では新卒者の人数は横ばいであり、U ターン者が大きく増加している。
- ⑤平成 22 年の本県基幹的農業従事者数（販売農家）63,958 人は、平成 12 年の基幹的農業従事者数 84,297 人に比べ 76% に減少し、農業を仕事として従事している人数が減少している。
- ⑥平成 22 年から平成 12 年にかけて本県耕作放棄率が 16.2% から 20.3% と 4.1% 増加している。なお、耕作放棄率全国平均 10.6%。  
※H12: 経営耕地面積 57,405ha、耕作放棄地 11,080ha（土地持ち非農家含）  
H22: 経営耕地面積 49,084ha、耕作放棄地 12,494ha（土地持ち非農家含）
- ⑦農作物への気象災害による被害額は、H22 年度 4,705 百万円、H23 年度 4,603 百万円、H24 年度 1,738 百万円、H25 年度 5,012 百万円、H26 年度 275 百万円と近年被害額が大きい年度が続いている。被害金額大きい年度は、茶への凍霜害が起こっており、25 年度については凍霜害と雪害による被害が非常に大きい状況となっている。
- ⑧農業は、長年の経験や幅広い知識を必要とするが、体系的な教育（栽培技術、経営管理、マーケティング等）を受けていない農業者も多い。
- ⑨農業に関わる支援施策の種類や内容等が、農業者に浸透していない面がある。

## 2. 課題認識

### (1) 新規就農者への営農支援

新規就農検討者が就農にあたり、不安を解消ができるようJA青壯年部、JA、行政、地域が一体となった支援環境体制を構築。特に就農に対する土地・農業機械等の斡旋をスムーズに行える体制を整え、農業の経営環境を改善することで、意欲的に農業に取り組めるようにする必要がある。

### (2) 後継者への営農支援

農家後継者の就農を軌道に乗せることは、当面の農業生産や農地利用を維持する上で、より効果が大きく、将来的な農業生産や農地利用の拡大も早期に期待できる。

また、農家後継者への世代交代を確実に進めなければ、相続によって農地や農業経営の継承に支障が生じ、農業生産や農地利用の急激な減少（遊休農地の増加）を招く恐れがある。

### (3) 災害への対策

近年、自然災害による多大なる農産物被害が毎年のように起こっている。新茶時期の凍霜害被害、雪害、竜巻、大雨や台風など今まで起こっていた災害から、近年になり突然、起り始めた災害まであり予断を許さない日々が続いている。

また、被害は農産物だけではなく、施設にも及び被害を受けた農家は営農ができるだけでなく経営的にも非常に厳しい状況となる。

そのため、営農を継続していく上で、気象や災害対策についての知識を身に付けるとともに個々の現状と課題を見つめ直す必要がある。

## 3. 自らまたは青年部として取組むこと

### (1) 新規就農者・後継者への営農支援

- ①新規就農者課題の一つの情報量の少なさを解決するために、各地域で新規就農検討者情報を収集し、青壯年部への加入推進を図り、先輩農業者としての相談役となる。
- ②研修会等において経営分析や遊休農地利用した新規作物栽培試験、雇用等の労務、規模拡大についてなど農業経営について学習する。
- ③婚活など部員のニーズをより多く収集し関心のある事業を素早く反映することで青年部の魅力を向上させる。
- ④農繁期の部員同士の相互協力。
- ⑤県行政やJAが行っている融資や補助金等の支援資金制度に関する研修会を開催し、積極的に利用して農業経営の体質強化に努める。
- ⑥円滑な経営継承に向けた実践研修を開催し、青壯年部員の参加を求める。
- ⑦農家後継者の就農支援や世代交代の促進等に対するJAの取り組みの充実を図るため、青壯年部員の発言力を高めることを目的に正組合員加入促進運動を進める。
- ⑧農家後継者の就農を進めるためには、農業のイメージ向上を図ることも必要であるため、女性や児童、生徒に向けて「食」や「農」の魅力を伝える活動、若手農業経営者および青年部組織の活躍等を周知する情報発信に努める。

### (2) 災害への対策(重点事項)

- ①施設補強などの対策方法や災害および気象、地域の地盤、被害想定額等についての

学習会の実施。

- ②災害補償制度の学習および保険等への加入推進
- ③地震等が起こった際の圃場の多面的機能の学習(災害時のシュミレーション等)。
- ④地域に貢献できる活動の検討やJA青壯年部で食料や燃料等の備蓄準備や共有できる環境を整備する。
- ⑤電話やメールが使えない場合の連絡手段を検討する

#### 4. JAと協力して取組むこと

##### (1) 新規就農者・後継者への営農支援

- ①農家後継者育成雇用制度をPRの推進。
- ②農地集積事業による耕作放棄地の解消および規模拡大推進。
- ③新規就農検討者向けの相談機能の強化(組合員向けに相談会)。
- ④ベテラン農業者を指導職員の再雇用等による担い手への指導体制の強化。
- ⑤新規就農者と後継者のいない農業者との面談会等の企画、アグリスクールなどによる生産技術向上の推進。
- ⑥農業雇用者の斡旋および農繁期の短期雇用の推進。
- ⑦新規就農者の研修制度の実施。
- ⑧技術・農地以外に資材や農機具類であるため、後継者のない農家の農機具等をそのまま新規就農者に譲り渡す仕組み等の策定。

##### (2) 災害への対策(重点事項)

- ①災害時に各支部の災害備蓄品をJAと連携し、地域でも共有できる体制の整備。
- ②災害時や防災知識、意識向上のための研修会の実施。
- ③電話やメールが使えない場合の連絡手段の検討。
- ④被害対策のマニュアルの作成及び共有、訓練の実施。
- ⑤災害補償制度などの説明会の実施

#### 5. 行政と協力して取組むこと

##### (1) 新規就農者・後継者への営農支援

- ①農家後継者が就農することは、経営体にとってフルタイムの従業員を雇用することであり、合わせて規模や販路等を拡大することが必要となる。そのため、後継者の円滑な就農を進めるため、就農に伴う規模拡大や新部門・新技術導入等に必要な資金について助成(または低利融資)制度を創設していただきたい。
- ②農業生産や農地利用を維持するためには、相続が生じても農地や農業経営が継承されるよう、農家後継者への世代交代を確実に進める必要がある。については、高齢農業者が経営移譲する場合、もしくは若年者(概ね45歳以下)が経営移譲を受ける場合を対象として、譲渡者に対する経営移譲奨励金制度の創設していただきたい。

##### (2) 災害への対策(重点事項)

- ①被災した際に、復旧を迅速するためには被災状況の全容を把握することが重要である。本県は、台風被害を中心に近年では雪害も起こっており、災害対策と併せて被災後の迅速な対応をするため、被災後に被災状況などの情報を素早く収集・共有できる体制の整備を行政・JAと一体となって進めていただきたい。